

平成 28 年度事業計画（案）

1 協議会による取り組み方針

・防除区域の設定

残存している生育エリアを対象に機械駆除が可能な群落については、機械駆除、水草刈取り船を用いた駆除を行う。

また、機械駆除が困難な群落については、協議会事業として人力駆除を実施するとともに、各構成団体等と連携して人力駆除に取り組む。

・役割分担に基づく駆除と監視の仕組みづくり

侵略的外来水生植物防除マニュアルに基づいて、各構成団体等が外来水生植物の発生、繁茂状況に応じた対策を実施する。

初年度（H26）駆除区域および今年度（H27）駆除区域において、各構成団体等が自主的な駆除と再生防止のため外来生物防除対策事業等を活用した監視活動を行う。

2 協議会による取り組み内容

（1）生物多様性保全推進支援事業（国費：15,000千円、県費：15,000千円）

・資料 4-1 「生物多様性保全推進支援事業計画」のとおり

（2）外来水生植物駆除業務委託事業（県費：81,900千円）

・機械駆除が可能な群落については、オオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウの成長が始まる前から建設機械や水草刈取り船を用いて駆除を行う。

・機械駆除が困難な群落については、人力により丁寧に駆除を行う。

・早い時期から定期的な巡回・監視を行い、新規の発生や再生を確認した場合は小規模なうちに早期に駆除していくことで拡大を防いでいく。

・琵琶湖北湖においては、分布拡大の初期にあたることから、南湖のような大規模に生育する状態には至っていないものの、対策が少しでも遅れると、同様の状態になるおそれがあることから、予防的観点に立ち、南湖と同様に成長が始まる前から機械や人力による駆除を実施していく。

・今後も、より効果的な駆除手法を取り入れながら、建設機械等による大規模群落の駆除を進めるとともに、小規模群落における人力駆除をしっかりと進めて管理可能な状態に持ち込みたい。

（3）協議会構成員による取り組み

各構成員で調整しながら、可能な限り次の取り組みを行う。（資料 6 「各構成団体等の取り組み事例」のとおり）

・協議会各構成団体等による積極的防除、監視体制の仕組みづくりを行う。

・協議会および県から駆除用具等の貸出しや講習会を開催し、活動支援を行う。

（4）外来水生植物に係る連絡調整等

・協議会各構成団体等の取り組み、生態解明、防除技術等の情報共有を図る。

3 推進体制およびスケジュール

(1) 協議会の開催

- ・協議会を必要に応じ開催する。
- ・必要に応じて作業部会を設置し協議を行う。

(2) オブザーバーによる支援・助言等

- ・環境省より知見を受け、オオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウのより効果的な駆除方法を考案し、防除体制を強化する。
- ・オオバナミズキンバイの乾燥処理に係る用地の支援を受け、駆除業務を円滑に行う。

(3) 作業部会の設置

- ・オオバナミズキンバイの駆除を目的とし、各構成団体等による駆除および監視パトロール体制を構築。
- ・効率的な駆除方法を検討すべく、生態等に係る意見交換や防除方法および処分方法の検討を行う。